

国家公務員退職手当法施行令等の一部を改正する政令新旧対照条文

○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第一条関係）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇九十七 （略）</p> <p>九十八 株式会社産業革新機構</p> <p>九十九 株式会社農林漁業成長産業化支援機構</p> <p>百 株式会社地域経済活性化支援機構</p> <p>百一 株式会社民間資金等活用事業推進機構</p> <p>百二 株式会社海外需要開拓支援機構</p>	<p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇九十七 （略）</p>

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓百七（略）</p> <p>百八 株式会社産業革新機構</p> <p>百九 株式会社農林漁業成長産業化支援機構</p> <p>百十 株式会社地域経済活性化支援機構</p> <p>百十一 株式会社民間資金等活用事業推進機構</p> <p>百十二 株式会社海外需要開拓支援機構</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓百七（略）</p>

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四十三条（略）</p>	<p>第四十三条 前条第五号に掲げる者に係る法第四百十二条第二項の表第二号第一項第五号の項の下欄に掲げる給与で政令で定めるものは、その支給を受ける給与につき、一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項に規定する俸給に相当する給与として総務大臣の定める方法により算定した金額とする。</p>
<p>2（略）</p>	<p>2 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第二号第一項第六号の項の下欄に掲げる政令で定める給与は、一般職の職員の給与に関する法律第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。</p>
<p>3（略）</p>	<p>3 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第二号第一項第六号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定に基づく任期付研究員業績手当及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当とする。</p>
<p>4（略）</p>	<p>4 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第七十条の二第二項の項の下欄に掲げる出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものは、国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業に係る子の出生の日以後における人事院規則一五―一四（職員の</p>

5 (略)

6 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百四十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〇四 (略)

五 総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）、原子力損害賠償支援機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人医薬基盤研究所、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農業技術

勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第六号又は第七号に掲げる場合における休暇とする。

5 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第七十条の三第一項の項の下欄に掲げる介護休暇に準ずる休暇として政令で定めるものは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第二十条第一項に規定する介護休暇に相当する休業として警察共済組合の運営規則で定めるものとする。

6 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百四十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〇四 (略)

五 総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）、原子力損害賠償支援機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人医薬基盤研究所、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農業技術

研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）
附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究
推進機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人水産総合
研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百十一
号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発セ
ンター、独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する
法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百四十四号）附則第
二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。
）、独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対
策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定
により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）、独立行政法
人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による
障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律
第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺
整備機構を含む。）、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社
民間資金等活用事業推進機構、地方公共団体金融機構、株式会社農
林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、株式会社海外
需要開拓支援機構及び独立行政法人住宅金融支援機構

7・8
(略)

研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）
附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究
推進機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人水産総合
研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百十一
号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発セ
ンター、独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する
法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百四十四号）附則第
二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。
）、独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対
策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定
により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）、独立行政法
人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による
障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律
第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺
整備機構を含む。）、地方公共団体金融機構及び独立行政法人住宅
金融支援機構

7・8
(略)